

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を拡大し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるものとする。

(注1) 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号）を廃止し、次のような規律を設けるものとする考え方がある。

ア 強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば、財産開示手続を実施することができるものとする。

イ 申立人に知れている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、財産開示手続の実施決定を取り消さなければならないものとする。

ウ 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、請求債権の完全な弁済を得ることができなかつたときは、イの取消決定をすることができないものとする。

(注2) 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、財産開示手続の再実施が制限される期間（民事執行法第197条第3項）を短縮するものとする考え方がある。

【意見】

(1)、(注1)及び(注2)についていずれも賛成する。但し、(注1)イの「知れている財産」及びウの「請求債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき」の文言については、修正を検討すべきである。

【理由】

1 財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡張すべき理由

(1) 仮執行宣言付判決、執行証書及び支払督促のみ別異に扱う理由は乏しいこと

現行法上、仮執行宣言付判決、執行証書及び支払督促（以下「仮執行宣言付判決等」という。）については、財産開示手続を申し立てることができる債務名義から除外されている。こうした扱いを見直すこ

との是非については、一旦情報が開示されると原状回復をすることが困難という財産開示手続の特質を踏まえ、仮執行宣言付判決等は事後的に効力を覆される可能性が高いといった理由で、除外する扱いを維持することが相当という考え方もあった。

もっとも、財産開示により発生する回復困難な損害が生じるということ自体が必ずしも具体的に想定しにくいことに加え、強制執行自体が執行停止や執行取消となった場合、財産開示手続も停止し又は取り消すことが可能であり（民事執行法第203条の準用する第39条、第183条第1項・第2項）、仮執行宣言付判決等の効力が覆された場合にも救済方法がないわけではない。また、仮執行宣言付判決等が覆される可能性が高いか否かについては、統計的な事実をもって判断すべきである。この点、裁判所が公開している平成27年度司法統計民事・行政編第28表控訴審通常訴訟既済事件数－事件の種類及び終局区分－全地方裁判所によれば、金銭を目的とする訴え全6245件の内、控訴審において第一審判決が取り消された判決は969件である。こうした統計を踏まえると、仮執行宣言付判決等が覆される可能性が高いという評価を前提とした議論は必ずしも適当でないということができ、上記【意見】欄に記載の通り考える次第である。

(2) 財産開示手続は強制執行の準備であること

財産開示手続は強制執行の準備として行われるものであるところ、強制執行については、いずれの債務名義であっても債務名義としては同等の効力を有している。そうである以上、強制執行と財産開示手続とで必要とされる債務名義の種類に差を設けるべきでない。

(3) 強制執行と財産開示との要件の均衡

他人の財産を差し押さえて強制的に換価処分する強制執行によって生じる不利益と、財産開示の不利益とを比べれば、前者の方がより不利益の程度が大きいと評価することもできる。このように考えると、現行法のように、強制執行と比べて不利益の程度が相対的に軽微な財産開示について債務名義が限定されている状況は、むしろ均衡を失すともいえる。

(4) 仮執行宣言付判決等の効力が覆された場合の救済方法（目的外使用規定の適用）

仮に事後的に債務名義の効力が覆された場合には、当該債務名義に基づく強制執行の準備としてなされた財産開示によって得られた情報を債権者が用いることは、情報の目的外使用と整理することができる（民事執行法第202条）。このように、財産開示により開示され

た情報の取扱いについては、法律上の制限があり、当該財産開示の根拠となった債務名義の効力が事後的に覆されたとしても、当該財産開示により開示された情報が自由に流通するわけでないことに留意が必要である。

2 注1について

国は、自力救済を禁止し、裁判での厳格な主張立証を経て作成された債務名義について執行力を認め、当該執行力を担保するインフラとして、財産開示制度を置いている。このことからすれば、債務名義が成立した以上、財産開示手続を実施するのに追加的に要件を課すことは合理的とは言い難い。また、債務名義に係る債務者は、強制執行を受け得る立場にあり、判決等に従った弁済をしない以上、債権者による財産情報の取得のための財産開示制度に基づく負担を受けることはやむを得ないと評価されるべきである。仮にプライバシーや営業秘密等を根拠に、財産情報の開示を拒むことができるとすれば、財産開示制度の実効性が損なわれる恐れがあるといえる。したがって、強制執行を開始するための一般的な要件を超えて、財産開示手続に固有の要件を設定する必要はないと考える。

もっとも、濫用的な形での利用等は排除されてしかるべきである。そこで、現行法とは立証責任を転換する形で、上記イやウの要件を設定し、一定の例外を設けることについては肯定されてよいと考える。但し、イについては、「知っている財産」の意義が明らかではないため、文言を再検討すべきである（例えば、「既に開示された財産」とすることが考えられる。）。さらに、(ウ)の「請求債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき」との文言は、(遅延損害金等を考慮すると、)配当手続においては請求債権の完全な弁済を得ることができないことを踏まえると、現実的ではなく、変更を検討すべきである。

なお、イのような例外を定める場合、債務者がいつまでも実施決定の取消しの申立てができることとすると、強制執行の遅延を招来する可能性がある。したがって、取消申立てに期間制限を設けるべきである。

3 注2について

今日、金融業界でのIT化が極めて進行する等、資産状況の変動の頻度が高まっており、平成15年改正の当時と現在とでその頻度に有意な変化があるといえる。したがって、現行法の定める3年という再実施の期間（民事執行法第197条第3項）は、長期にすぎる。もっとも、当該期間を完全に撤廃することは、債務者の負担という点から妥当ではなく、1年程度の期間に短縮するに留めるのが相当と考える。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行法は、罰則として30万円の過料を定めるのみであるが、財産開示手続の実効性を高めるため、刑事罰の導入を検討すべきである。刑事罰を導入する場合、まず、罰金刑という選択肢が考えられる。もっとも、財産開示手続の対象となる債務者は金銭債務の履行を怠っている者であることに鑑みれば、罰金刑では債務者に対して十分な動機付けを与えることができないと考えられ、また、罰金額より多額の金銭を隠匿している債務者に対しては、開示のインセンティブになりにくい。そこで、自由刑も含めた刑事罰の導入を検討すべきである。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 新たな制度の創設

執行裁判所が、債権者からの申立てにより、債務者以外の第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

第三者からの債務者情報の取得を可能とすることにより、情報の取得経路を増やし、執行可能性を高めることが可能である。また、第三者からの情報の取得について債務者を関与させない制度とすれば、財産の隠匿を回避する形で債務者財産の情報を取得することができ、執行可能性を高めることができる。

以上より、債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を創設することには賛成である。

もつとも、債務者の財産に関する情報を提供する第三者には、情報提供義務が課せられることとなるため、第三者に情報提供義務を課される根拠を考える必要がある。

但し、金融機関に対する預貯金債権等に係る第三者照会制度の創設については、弁護士法第23条の2の照会制度に対して悪影響が及ぶことを懸念して、本制度の創設に消極的な意見もあった。

(2) 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲

ア 金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項（取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等）とするものとする。

イ 一定の公的機関から、債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度を設けるものとする。

(注) 本文の制度のほか、債務者の株式、投資信託受益権、生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する制度を設けるものとする考え方がある。

【意見】

注も含め、いずれも賛成する。

【理由】

1 アについて

金融機関からの情報取得については、預貯金債権の差押えのために、店舗の特定が必要であることなどからその必要性が高く、金融機関が第三者を含めるべきことについて賛成する。

但し、弁護士法第23条の2の弁護士会照会制度に対して悪影響が及ぶことを懸念して、本制度の創設に消極的な意見もあった。

2 イについて

「一定の公的機関」が具体的にどのような機関を呼称するか明確ではないが、税務当局を含め、公的機関の保有する債務者の勤務先に関する情報は、債務者の給与債権の差押えに資するため、このような制度を設けることに賛成である。その他、陸運局等から自動車に関する情報、法務局等から不動産に関する情報を取得できるようにすべきである。この点、現状の自動車登録制度や不動産登記制度においては、人ごとに情報が管理されているわけではないため、債務者財産の探索

に用いることが難しいとのことである。しかし、今後IT化が進行することで利用可能な状況となることを見据え、議論の集積を進めるべきである。また、今後IT化を進める公的機関に対し、債務者財産の検索に用いるという視点を共有した上で、システムの更新を図っていただけよう周知するべきである。

但し、債務者の勤務先の名称及び所在地に関する情報が開示されることに伴う給与債権の差押えに起因して、勤務先からの事実上の圧力で債務者が退職を余儀なくされ、職を失う危険性があることを理由に消極的な意見もあった。

3 注について

各保険会社から生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を取得する制度については、探索的な差押えが可能である実務においては、その必要性は高くないという反論がある。もっとも、そもそも探索的差押えを行うため債権を分割して割り付ける必要があることに鑑みれば、必要性はなお認められるため、制度の導入を検討すべきである。もっとも、保険については、その契約の性質から債権者が解約を強制することが望ましくない場合があるため、財産開示の対象とするべきではないとの意見もあった。

その他、今日一般的な資産となっている有価証券を取り扱う証券会社についても、債務者財産に関する情報開示が認められるべき必要性は高いため、証券会社も第三者の範囲に含まれるように議論を進めるべきである。

(3) 第三者から情報を取得するための要件

ア 第三者から情報を取得する手続の申立てに必要とされる債務名義の種類やこの手続の実施要件については、後記イ及びウの事項を除き、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとする。

イ 第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係について、次のいずれかの規律を設けるものとする。

【甲案】（財産開示手続を前置する必要があるとする案）

（ア）第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、その申立ての日前3年以内に、財産開示手続が実施されている必要があるものとする。

（イ）第三者から情報提供を求める決定に対しては、執行抗告をすることができないものとし、同決定が債務者に告知される前であって

も、第三者は情報提供を行うものとする。

【乙案】（財産開示手続を前置する必要がないとする案）

（ア）先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする。

（イ）第三者から情報提供を求める決定に対しては、債務者が執行抗告をすることができるものとする。

（ウ）第三者から情報提供を求める決定は、確定しなければその効力を生じないものとし、同決定の第三者への告知は、その確定後にするものとする。

ウ 過去の一定期間内にこの手続により同一の第三者から情報を取得した場合であっても、この手続の再実施を制限しないものとする。

（注）第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係（本文イ参照）については、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続については、先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関から当該情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとした上で、第三者から情報提供を求める決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとする考え方があ

【意見】

アについて、不奏功要件を撤廃するのであれば、賛成する。

イについて、（イ）及び（ウ）を除き乙案に賛成する。

ウについて賛成する。

（注）については、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続に限らず、財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報提供を受けられるようにするべきである。

【理由】

1 アについて

第三者に対する情報取得制度に関して、債務者に対する財産開示手続と同様に、申立可能な債務名義の種類を限定しないこと及び現行法における不奏功要件を設けないこととすることに賛成である。財産開示手続と第三者に対する情報取得制度は、基本的にはいずれも強制執行の準備手続という性質を有するため、少なくともこれらの点については、両手続間でこれらの要件に差異を設けることの合理性は乏しいと考えることができるからである。

2 イについて

第三者に対する情報取得制度は、債務者による財産隠しを避けるとの観点から、事前に債務者に知られることなく実施されるべきであるため、(イ)及び(ウ)を除いた乙案に賛成する。

なお、密行性の観点から、債務者に対する事後の告知も不要とすべき旨の意見もあった。

3 ウについて

第三者から情報を取得する手続において、一定の期間内に債務者財産に関する情報を提供した第三者は、これと同内容の重複する情報提供を拒むことができることとした場合、第三者において情報提供をしたかどうかを管理する必要性が生じ、かえって第三者の負担が重くなるおそれがある。したがって、第三者から情報を取得する手続については、財産開示手続と異なり、再実施を制限しない扱いとすることに賛成する。

4 注について

債務者による財産隠しの危険を避けるとの観点からは、預貯金債権に関する情報に限らず、第三者から取得する全ての債務者財産に関する情報について、債権者が、債務者に知られることなく第三者から情報を取得することができるようにすべきである。

(4) 回答の送付先等

情報提供を求められた第三者は、執行機関に対し、債務者財産に関する情報を回答するものとする。この回答についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、申立人、債務者、当該第三者のほか、この手続の申立てに必要とされる債務名義を有する他の債権者に限り、することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1 回答の送付先について

第三者の負担を軽減する観点から、第三者からの回答を執行裁判所が保管し、申立ての資格を有する他の債権者にも事件記録の閲覧等を認める仕組みとすることは有益であり、賛成である。

但し、申立債権者が債務者財産に関する情報を知るよりも早く債務

者が記録を閲覧して、財産を隠匿することが生じないようにするため、債務者には、一定期間の閲覧制限を設けることも検討すべきである。

なお、執行機関だけでなく債権者に対しても回答を送付するよう、第三者に義務付けるべきとの意見もあった。

2 情報の提供を拒絶する等する第三者に対する罰則の要否

情報の提供を求める第三者を金融機関と公的機関に限定した場合、罰則を科さないとしても適切な回答を期待することができるのではないかの指摘がある。しかし、現在、裁判所の送付嘱託・調査嘱託等についてもそれらの機関から適切な回答がなされているとは必ずしもいえない状況に鑑みれば、罰則を設けること等、実効性を担保する措置を講じることも検討に値すると考える。

(5) 第三者に対する費用等の支払

情報提供を求められた第三者が、回答に要する費用等の支払を請求することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

第三者は、回答をするに当たり費用を拠出する場合があるが、提供される情報は、第一次的には、債権者の個人的権利の満足に用いられるものである。この観点からは、回答費用は、最終的には第三者が負担すべきではないと考えることが自然であり、第三者が費用請求をすることができる制度は、情報開示義務を課される第三者の納得も得やすいと考えられる。したがって、本(5)に賛成である。

但し、近時、金融機関が取引明細書を発行するについて、不相当に高額な費用を請求するケースが散見されるため、過度な費用請求がされることがないように、何らかの手当てが講じられることが期待される。

(6) 情報の保護

債務者財産に関する情報の提供を受けた申立人及びその情報に関する事件記録の閲覧等をした債権者は、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとし、この規律の違反に対する罰則を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行法の財産開示手続における目的外使用の規定（民事執行法第202条，第206条第2項参照）を参考に，債務者財産に関する情報を取得した申立人等が，当該情報を，当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的に使用してはならないものとするとともに，この情報を目的外に使用した場合の罰則を設けることに賛成である。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けを制限する者の範囲

- (1) 次に掲げる者による不動産の買受けを制限するものとする。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、アとイを併せて「暴力団員等」という。）
 - ウ 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- (2) (1)のいずれかに該当する者の計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けを制限するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

- 1 暴力団員が不動産の買受けをすると、その不動産は、暴力団事務所等の暴力団の活動拠点として使われたり、不動産取引を通じた暴力団の資金源になるおそれがある。このような事態を防ぐことは、官民いずれにとっても重要な課題であり、現在、政府、自治体、民間通じて、こうした事態に陥ることを防ぐための取組が種々行われている。日本弁護士連合会も、2013年（平成25年）6月21日付「民事執行手続及び滞納処分手続において暴力団員等が不動産を取得することを禁止する法整備を求める意見書」（以下「本件意見書」という。）において、民事執行手続及び滞納処分手続において、暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者または法人でその役員のうちに暴力団員等のあるものが不動産を買い受けることを禁止する法整備をすみやかにを行うことを求める旨の意見を発出している。本方策もこうした取組等の方向性に沿うものであり、適切である。
- 2 なお、(1)イでは、現に暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者についても買受けを制限する者の範囲に含めており、こうした規律は、暴力団から「足を洗った」者の社会復帰を疎外するとの懸念や、そもそも「暴力団員でなくなった」ことの認定をどのように行うかという問題もある。しかし、「暴力団員でなくなった日から5年」という期間は、暴力団員に該当するか否かの判断が困難であり、暴力団の影響を受けている可能性がある者を広く排除する必要性や民間の実務等との平仄に照らし、長期に過ぎるものではないと考える。
- 3 暴力団員等による買受けを排除しても、法人を通じた買受けが何ら制

限されなければ、容易に脱法が可能となってしまう。そこで、いわゆるフロント企業など、暴力団の影響を受けている法人が不動産を競落することを防ぐ観点からは、当該法人の役員のうち、暴力団員等に該当する者がいる場合も同様に制限の対象とする（（１）ウ）ことは適当である。なお、法人の規模や役員の数は一様であり、後述の執行裁判所への提出書類等の運用如何によっては、法人にとって過度な負担となる可能性がある点は留意が必要であるところ、過度な負担を生じさせない代替手段も検討すべきである。

- 4 上記（１）の方策の潜脱を防ぐ観点から、他者の計算において買受けの申出をした場合、当該他者が暴力団員等や役員に暴力団員等がいる法人である場合も制限の範囲に含めるべきであり、（２）の方策は適当である。

2 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

<p>執行裁判所は、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が１（１）のいずれかに該当する者であると認めるときは、売却不許可の決定をしなければならないものとする。</p>
--

【意見】

賛成する。

【理由】

- 1 暴力団員等が最高価買受申出人であった場合は売却を許可すべきではなく、売却不許可の決定をしなければならないとする本方策は適当である。
- 2 なお、仮に、執行裁判所が、最高価買受申出人や、自己の計算で最高価買受人に買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当することを看過し、売却許可の決定を出してしまった場合の事後処理については課題が残る。後述の虚偽誓約による制裁等の方策はあるが、より直接的に競落された不動産の没収等の対応の導入につき、本方策を超えて、今後議論する必要があると考える。例えば、偽計や威力を用いて強制執行の売却の公正を害すべき行為をした場合は、刑法第96条の4（強制執行関係売却妨害）に該当するが、同条を積極的に運用することが考えられる。さらに、より具体的に、虚偽の陳述をして不動産を競落した場合の罰則や、必要的没収の規定を整備するなどの方策を導入することが考えられる。

3 2の判断のための警察への照会

(1) 最高価買受申出人についての警察への照会

ア 警察への照会のために必要な事項の明示

(ア) 不動産の売却の手續において、買受けの申出をしようとする者は、その買受けの申出の際に、自己（その者が法人である場合にあっては、その役員）の氏名、生年月日及び性別その他警察への照会に必要な事項を明らかにしなければならないものとする。

(イ) 買受けの申出をしようとする者は、(ア)の事項を証するため、住民票の写しその他の文書を提出しなければならないものとする。

イ 執行裁判所による照会の時期及び対象

(ア) 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、執行裁判所は、(ア)の警察への照会をしなくても、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるときは、(ア)の警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての警察への照会

ア 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をした者であると認めるときは、当該第三者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

イ アの規定にかかわらず、執行裁判所は、アの警察への照会をしなくても、アの第三者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるときは、アの警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1 暴力団員等に該当するかについて、最も情報を収集しているのは警察であると考えられ、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するかについて

- て原則として警察に照会するとの方策（(1)イ(ア)）は適当である。
- 2 このような照会に必要な情報を収集する手段として、氏名（ふりがなも含む。）、生年月日、性別等を明らかにさせること、また、それらを証するために、住民票を提出させること（(1)ア）は基本的には賛成である。なお、特に、役員の数が多い法人など、競売に参加するに際して、毎回、住民票の写しを役員全員分提出しなければならないとすると負担が大きいが、暴力団排除の必要性が高いことに照らすとやむを得ない負担であると考え。この点については、例えば、近接して別の競売において最高価買受申出人となり、瑕疵なく売却許可決定が出たことなどをもって代替可能とするなど、運用上の工夫の余地があるので、柔軟な運用が期待される。
- 3 なお、(1)イ(イ)においては、最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認められるときは、警察への照会をせずに売却の許可又は不許可の判断をすることができるとする。実際に、暴力団員等でないと認定できるときは、警察への照会をする必要性は乏しく、照会を省略することは適当と考える。他方で、執行裁判所において、警察への照会をまたずに、最高価買受申出人が暴力団員等であると認定できるような場合もあり得る。このような場合も、警察への照会をする必要性は乏しいのであるから、同様とすべきである。
- 4 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について、同様に警察への照会をすること等（(2)ア、イ）については適当である。

4 暴力団員に該当しないこと等の陳述

(1) 陳述の内容等

ア 買受けの申出をしようとする者（法人である場合を除く。）は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 自らが暴力団員等ではないこと。

(イ) 自らが、暴力団員等、又は法人でその役員の中に暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

イ 法人である買受けの申出をしようとする者の代表者は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 当該法人でその役員の中に暴力団員等に該当する者がいないこと。

- (イ) 当該法人が、暴力団員等、又は法人でその役員の中に暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。
- (2) 虚偽陳述に対する制裁
- ア 保証の不返還
- (ア) 最高価買受申出人（その者が法人である場合にあってはその代表者）が故意により虚偽の陳述をした場合において、最高価買受申出人につき2による売却不許可の決定が確定したときは、執行裁判所は、当該最高価買受申出人が民事執行法第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定することができるものとする。
- (イ) (ア)の決定に対しては、執行抗告をすることができるものとする。
- (ウ) (ア)の決定により最高価買受申出人が返還を請求することができない保証は、民事執行法第86条第1項に規定する売却代金とするものとする。
- イ 罰則
- (1)の陳述をした者が（故意により）虚偽の陳述をした場合につき、罰則を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

罰則として、虚偽の陳述をしたことを構成要件とするものではなく、虚偽の陳述をして競落したことを構成要件とする罰則を、新たに設けるべきである。

【理由】

- 1 買受けをしようとする者に対して、自己が暴力団員等でないこと等についての陳述をさせることは適当である（(1)）。また、このような陳述の実効性のために、故意により虚偽の陳述をした者について、保証の不返還や、罰則等の制裁を設けることは適当である。罰則等については、虚偽陳述を抑止する効果が充分に見込める水準にするべきである。
- 2 暴力団員等による買受け防止を真に図るため、事後的に暴力団員等であることが判明した場合には、当該物件の所有権を剥奪する仕組みを構築することが必要かつ効果的と考える。そのためには、虚偽の陳述をして競落したことを構成要件とする犯罪規定を設け、没収・追徴の規定で対応することが適切と考える。この点、刑法第96条の4で対応することも考えられるが、構成要件は明確にしておくべきであるから、今回の

規律に違反して競落したことを構成要件とする，新たな罰則を設け，没収・追徴する（できる）ことを明記すべきと考える。

- 3 なお，暴力団員でなくなったものの，5年を経過したかどうか不明な場合など，意図せずに事実と反する陳述をしてしまうケースが考えられる。こうした場合は，「故意により虚偽の陳述をした」とされないよう，適切な解釈・運用が期待される。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

1 直接的な強制執行の規律の明確化

子の引渡しの強制執行に関して、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をする場合（直接的な強制執行）の規律を明確化するものとする。

【意見】

賛成する。なお、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をする方法に加え、裁判所が子を連れてくることを債務者に命ずることができる制度を創設してはどうかとの意見があった。

【理由】

- 1 間接強制の方法による子の引渡しの強制執行では、支払命令を課しても債務者の心理的圧迫にならないことが少なくないことから、直接的な強制執行の必要性は高い。
- 2 現状、動産の引渡しに関する規定（民事執行法169条1項）の類推適用によって直接的な強制執行を可能とするとの解釈によっているが、動産に対する占有移転と人格を持つ子の引渡しとは同一視できず、子の引渡しの強制執行についての明確な根拠規定が必要である。
- 3 子の引渡しの強制執行の現場では、執行官は実力の行使を控え、主として説得により債務者に任意の引渡しを求めているのが実情である。執行機関による現場での判断の負担を減らすとともに、一定の制限を課し、子の福祉への十分な配慮に基づき実効的な執行が可能となるよう、規律整備が求められる。
- 4 子の引渡しの実効性を確保し、取り得る選択肢を広げる観点から、人身保護法の規定を参考に、裁判所の命令により債務者が子を出頭させる制度を創設することも検討されるべきである。

2 直接的な強制執行と間接強制との関係（間接強制前置）

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過した後でなければすることができないものとする。

（注1） 間接強制の手続を前置することを原則とした上で、子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要があるときは、例外的に、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

（注2） 本文の規律とは異なり、間接強制の手続との前後を問わず、子

の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

【意見】

本文につき反対する。

(注1)につき反対する。なお、(注1)について間接強制前置を基本としつつ、諸事情を考慮して裁判所が例外を認め得るとの規律とすべきとの意見もあった。

(注2)につき賛成する。

【理由】

- 1 子の引渡しの強制執行に至る事案は、債務者が任意の引渡しを拒否していることから紛争性が高く迅速な執行が必要であるところ、間接強制前置により時間を要することとなると、債務者及び子の居所が不明になるなどますます執行が困難な状況となるおそれがある。
- 2 直接強制と間接強制との併用や、まずは直接強制を行い不能であれば間接強制を行うなど、債権者が最も効果的な執行方法を選択できるよう、柔軟性のあるしくみとすべきである。現状、直接強制と間接強制とを組み合わせることで子の引渡しを実現した事例が少なからず存在し、間接強制前置となれば、執行方法における自由度が制限されるとの弊害が生じる。
- 3 間接強制は、金銭の支払いにより子の引渡しを強制させるものであり、財産と子への愛情とは別個のものであるから、そもそも心理的な圧迫との効果への期待は低いと言わざるを得ない。とりわけ、金銭執行が不能ないし困難な債務者に対しては、意味をなさない。その上、間接強制前置となれば、債務者はますます頑なに引渡しを拒否する可能性があり、直接強制が一層困難になるおそれがある。
- 4 強制執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点からも、間接強制を前置することは賛成できない。すなわち、間接強制によって債務者が子を引き渡したということは金のために子を渡したとの見方を子に与え、執行機関により引き渡される場面よりも子の心身に与える負担が小さいとは必ずしも言えない。また、直接強制においても、その方法として債務者の説得を原則としている(4項)ことからすると、説得に応じた引き渡しにより、子への負担が最小限になるとも考えられる。
- 5 ハーグ条約実施法では、債務者は子とともに常居地国に戻る場面であって出国手続など債務者に対する間接強制に効果が期待できるとも言える。また、そもそもハーグ条約実施法は親権及び監護権の判断を常居

地国で行うための返還であり、既になされた司法判断の下、親権または監護権に基づき引き渡しを行う場面とは異なる。従って、ハーグ条約実施法の規律と異なることには、何ら問題はない。

3 直接的な強制執行の手続の骨格

(1) 子が債務者と共にいること（同時存在）の要否

- ア 執行官は、子が債務者と共にいる場合に限り、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。
- イ 執行裁判所が事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるときは、アの規定にかかわらず、執行官は、子が債務者と共にいる場合でなくとも、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

【意見】

反対する。なお、試案本文の考え方について、子の福祉に配慮しつつ適切妥当な結論を導くことができるとして賛成する意見もあった。

【理由】

- 1 同時存在を原則とすると、執行の場面が過度に制約され、また債務者が、子と共にはいない状況を作ることによって執行を妨げるなど、強制執行の実効性を著しく損なうおそれがある。
- 2 強制執行にまで至った事案であることを考えると、債務者の子の引渡しへの抵抗は強く、実力で子の引き渡しを阻止しようとする事態も想定され、同時存在の原則が当事者の紛争を激化する場合も予想される。
- 3 ハーグ条約実施法との関係については、ハーグ条約実施法は不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合の子の返還を定めたものであって、強制執行とは場面が異なる。
- 4 必要な行為をすることが相当と判断するにあたっての考慮要素として、「事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果」を例示することは賛成であるが、「既に行った強制執行の手続における債務者の言動」ではなく、広く「債務者の言動及び強制執行までの経過」とすべきである。

(2) 債権者等の執行場所への出頭

執行官は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

とする。

【意見】

賛成する。

【理由】

実務においても債権者又はその代理人（以下「債権者等」という。）が執行の場に出頭するのが常であり、また子の福祉の観点からも、子の負担を最小化するため債権者等への円滑かつ迅速な引渡しが必要とされる。さらに、債権者等の出頭を確保することにより、執行場所に立ち入らせて子や債務者と面会をさせる等、必要な行為の選択肢が広がり、執行の実効性を上げることが期待できる。

(3) 執行場所

ア 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行官は、アに規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(注1) 本文(1)の規律とは異なり、執行官は、子が債務者と共にいるか否かにかかわらず、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする考え方がある。

(注2) 本文(1)イの規定に基づき、子が債務者と共にはいない場合において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をするときには、本文(2)の規定にかかわらず、債権者本人や児童心理の専門家等が執行の場に出頭しなければならないものとする考え方があるほか、本文(3)イの規定を適用しないものとし、執行場所を例外なく債務者の住居その他債務者の占有する場所に限定する考え方がある。

【意見】

執行場所の原則を債務者の住居その他債務者の占有する場所を原則とする考え方に反対する。但し、執行場所の選択についての考慮要素を例示することには賛成する。

(注1) について、賛成する。

(注2) について、反対する。

なお、試案本文の考え方について、子の福祉への配慮しつつ適切妥当な結論を導くことができるとして賛成する意見もあった。

【理由】

実務において、学校や保育園、通学路、親戚の居宅など、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所を執行場所とする必要性は高い。一方、強制執行手続に第三者を巻き込むことを回避するとともに、第三者に強制執行を知られたくないとの債務者や子の心情も理解できるものである。

従って、考慮要素を例示し、相当と認める執行場所を選択できるようにすべきである。

(注1) について、賛成する理由は3 (1) 項の【理由】に記載したとおり。

(注2) については、そもそも同時存在の原則に反対であって、同時存在の例外要件を定めることは同時存在を事実上強いることになるほか、執行の柔軟性を欠き実現困難となるおそれ大きい。

4 執行場所における執行官の権限等

- (1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。
- ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を検索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。
- イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。
- ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

【意見】

概ね賛成する。もっとも、執行場所を債務者の住居その他債務者の占有する場所を原則としない表現（「債務者の住居その他債務者の占有する場所において執行する場合には」等）とすべきである。

【理由】

- 1 3 (3) の理由参照。
- 2 柱書について、子の福祉の観点から、債務者への説得によって債務者が

任意に子の監護を解くことを原則的態様とすべきである。

- 3 アについて、従来も動産執行の類推適用により可能とされていた執行官の立ち入り及び子の捜索について、明確な根拠を与えることは強制執行の実効化に資するものである。
- 4 イについても、従来、執行官の判断で行われていた、債権者等と子又は債務者との面会を執行官の権限として明示することは、強制執行を実効的なものにするために必要である。
- 5 ウについて、債権者等が債務者の占有する場所に立ち入る目的としては、子又は債務者との面会（イ）、債務者の監護を解かれた子の引取等が考えられ、また執行官による説得においても、債権者等の立ち入りが効果的な場面が想定される。これらを可能とする規定が必要である。

(2) 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、(1) アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

【意見】

概ね賛成するが、必要な行為として(1)イを行うにつき、占有者の同意は不要とすべきである。

【理由】

- 1 4(1)の【理由】1～5と同じ。
- 2 当該場所の占有者の同意は、執行官及び債権者等の立ち入りについてのみ必要であり、債権者等と子又は債務者との面会については不要である。

(3) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

強制執行を実効的にするため、必要である。

(4) 執行官は、(3)の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

【意見】

概ね賛成する。

【理由】

子の心身への負担を最小限にする観点から、子に対する威力の使用を禁止することは当然であるが、子に対する強制執行の態様は様々なものが考えられるため、パブリックコメント等を通じて、どのような方法であれば「威力」に該当しないかが明確にされることが必要と考える。

(5) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

債権者等の出頭が義務化されることに伴い、執行の現場において混乱が予想される場合の対処等のため、執行官による債権者等への指示権限を明確化しておくことが有益である。

5 直接的な強制執行の執行機関等

【甲案】(執行裁判所が執行機関となる案)

(1) 子の引渡しの直接的な強制執行は、執行裁判所が第三者に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。

(2) (1)の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定しなければならないものとする。

【乙案】(執行官が執行機関となる案)

子の引渡しの直接的な強制執行は、執行官が債務者による子の監護を解いて債権者に監護させる方法により行うものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

子の引渡しの強制執行については事案毎に異なる状況に応じた執行方法を柔軟に検討したうえで決定する必要がある。かかる執行方法の決定及び執行に向けた関係者の調整を全て執行官に委ねることは執行官にとって過大な負担となるおそれがあり、執行機関としては執行裁判所とすることが相当である。

強制執行の実施条件に関して実質的な判断を執行裁判所が行い、執行官は執行裁判所の許可を得て執行するとの規律も考えられるが、かかる規律によれば手続が複雑になり迅速性・柔軟性に欠けると思われる。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

- (1) 金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から2年を経過したときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、第三債務者から既に支払を受けた旨の届出（民事執行法第155条第3項参照）又はまだ支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとする。
- (2) (1)の届出義務が生じた日から2週間を経過したにもかかわらず、差押債権者が(1)の届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。
- (3) 民事執行法第155条第3項の取立ての届出（取立完了の届出を除く。）又は(1)の届出があった場合には、(1)の期間は、それらの届出が最後にされた日の翌日から起算するものとする。
- (注) 執行裁判所の取消決定により債権執行事件を終了させようとする本文の規律とは異なり、取立権が発生した日から2年を経過したときは、執行裁判所は、差押債権者に対して、本文(1)の届出をするよう命ずることができるものとした上で、この命令が差押債権者に告知された日から2週間を経過したにもかかわらず、差押債権者がその届出をしないときは、差押命令の申立ての取下げがあったものとみなすものとする考え方がある。

【意見】

本文に反対する。(注)に賛成する。

【理由】

- 1 債権執行において、事件終了をめぐる規律が不安定で、長期間放置されている事件が存するため、それに対処する必要があるとの状況は理解できる。
そのため、これに対応する制度を設けるとの方針には基本的に賛成である。
- 2 もっとも、その制度設計として、本文の提案は妥当でない。
即ち、債権執行が長期間終了しない理由については様々であり、2年程度の期間では、不相当な放置と推定できるとは言いがたい。例えば、取立訴訟が行われていれば、債権差押から取立訴訟の判決確定まで2年程度要することは容易に想定できる。こうした場合に差押債権者が取り下げないのは当然であり、何ら帰責性はない。2年かかっても取立訴訟

が終わっていないのが不当だとすれば裁判の迅速化の問題であり、執行裁判所が認識していないとすれば裁判所の内部事務の問題である（取立訴訟の証拠で差押命令が提出されるので受訴裁判所も執行裁判所はわかるので連絡もできる）。

2年という期間は人が忘れるには十分な期間であるから、全ての差押債権者に2年後の届出義務を課すとする本文の制度設計では正当な事案まで取り消されることになってしまうおそれがある。この問題は不当な放置事件を排除するのが目的であるから、それが捕捉できる限度で制度設計すべきであり、本文の規律は過度なものと言わざるを得ない。

したがって、本文には反対である。

- 3 (注)については、差押債権者に対して告知がされているから、正当な権利を有する者は届出をすればよいし、届出を怠ったことによる責任が発生したとしてもやむを得ない。

そのため、(注)については賛成である。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

(1) 債権を差し押さえた場合において、債務者に対する差押命令の送達をすることができないときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をすべき旨を命ずることができるものとする。

(2) (1)の場合において、差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

(注1) 不動産執行又は船舶執行において、その開始決定を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

(注2) 民事保全において、保全命令を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

【意見】

(注1)、(注2)も含め、いずれも賛成する。

但し、適切な実務指針を設けるなどの対応も必要と思料する。

【理由】

- 1 債権差押えの効力が生じたまま漫然と長期間が経過する事態が、債務者への送達未了の段階でも生じ、それへの対応が必要であるとの状況は理解できる。

それに対する対応として、提案の内容を制度化することもやむを得ないものと思われる。

- 2 但し、提案の規律が立法化された場合の実務運用については懸念がある。

即ち、債務者への送達未了の場合は、債権差押えの場合に限らず、他の執行事件、保全事件、ワ号事件等多岐に亘っており、現在の実務では、その場合の対応について、裁判所（あるいは担当者）によって運用に差があるように思われる。

例えば、送達未了であったときに、どういった手順で送達を行うか、どの段階で現地確認を必要とするか、現地を見た外観の報告だけで足りるのか、どの段階で公示送達になるか、といった部分も運用に差がある。債務者宅の郵便受けの中を開けて確認して報告することを裁判所から求められた例もあると聞いている（この例は、調査範囲としての適法性の点からも疑義がある）。特に昨今は、所在調査が難しい状況にある。

このような現状において、提案のような立法がなされた場合に、この条文が一人歩きして不適切な実務運用がなされないか、とのおそれは否定できない。

一方で、調査が不十分なまま、安易に公示送達を認めることになっては、債務者の権利を損なうもので不当である。

以上の理由から、本提案に反対するものではないが、送達について、適切な実務運用がなされるよう対応も必要と考える。例えば、債務者に送達できない場合に、どの手順で、どう進めるのか、その際に何が必要なのか、といった部分について、実務指針を作成するなどしてある程度統一を図ることも検討に値すると思われる。また、裁判所も過度な要求をしていないか、運用に大きな差が生じていないか、実態調査を行うことも考えられる。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 差押禁止の範囲の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えが禁止される範囲を見直し、現行の規律による差押禁止範囲に加えて、支払期に受けるべき給付のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

上記の考え方に反対する意見が多かった。なお、本件問題意識に基づく解決策としては、差押禁止債権の範囲変更（民事執行法第153条）の柔軟化・活用を図るべきであるとの意見が多数であった。

【理由】

- 1 本案は、割合（給付の4分の3に相当する部分）を以って差押禁止部分を定めている現行法の規律を、債務者の内、給与所得者について更に絶対的な差押禁止部分を創設しようとするものである。

給与について、差押禁止部分を創設すると複数の勤務先から給与を受給している債務者に対する強制執行の場合で、債権者が最も金額の低い給与しか覚知できなかったような場合には、絶対的な差押禁止部分の規定のため執行が奏功しないという状況が考えられ、債権者にとって酷な状況となる。

債務者の財産開示制度が万全ではない現行の規定では、債権者が、債務名義を取得した後も債務者の財産状況を把握し、強制執行を実行することは容易ではなく、本案はそのような債権者に酷な状況を更に進めることとなりかねず、賛成できない。

- 2 本案は、債務者に対する苛酷な強制執行の抑止・債務者の生活保護を目的として検討がなされていると思われるが、この目的を達するためには給与について一律の差押禁止部分を創設するよりも、債務者の個別の事情を考慮することが可能である差押禁止債権の範囲変更（民事執行法第153条）の柔軟化・活用に委ねる方が、債権者債務者間の公平な解決の実現に資すると考える。

なお、生活に窮している債務者が弁護士や裁判所に対して救済を求めることが困難であるとする検討もなされているが、そのような状況は婚姻費用・養育費等の債権者についても同様であり、債務者のみを一律の差押禁止によって救済することは妥当ではない。

2 取立権の発生時期の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合において、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

上記の考え方に賛成する。

【理由】

債務者の最低限度の生活を維持するという目的達成のためには、支払期に受けるべき給与のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする方法、及び差押禁止債権の範囲の変更申立の柔軟化・活用による方法が考えられるが、上記の通り債権者債務者の公平を考慮すれば、後者によって目的達成を目指すべきである。

そして、取消権の発生時期の見直しは、債務者による差押禁止範囲の変更申立をより活用しやすくする方向の検討であり、賛成できる。

なお、請求債権が扶養義務等に基づく債権である場合、取立権発生の時期について債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過しなければ取立ができないというのは遅いのではないかの意見もあった。

3 その他（手続の教示）

民事執行法第152条第1項各号の債権を差し押さえた場合には、執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立て（同法第153条）をすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見】

上記の考え方に賛成する。

【理由】

上記の通り、給与についての一律の差押禁止部分を創設することには反対であるが、その理由の一つは、個別の債務者の最低生活の保護・苛酷執行の防止については、差押禁止債権の範囲変更の申立制度を活用することで目的を達することが可能であることである。

本検討案は、債務者に対して、差押禁止債権の範囲変更の申立制度を教示し、債務者にその活用を促すものであり、検討内容は妥当であると

考える。

以 上